

半田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十六日

半田市長 久世孝宏

半田市条例第一号

半田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

半田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例（平成二十七年半田市条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「第八項」を「第九項」に改める。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。